

農地法第4条・第5条の規定による許可は、次の2つのポイントを確認して判断

- 1) **立地基準** : 農地等をその営農条件及び周辺の市街地化の状況から見て区分し、その区分に応じて許可の可否を判断する基準
- × 農用地区域内農地＝原則不許可
 - × 甲種農地＝原則不許可
 - × 第1種農地＝原則不許可
 - △ 第2種農地＝第3種農地に立地困難な場合等に許可
 - 第3種農地＝原則許可
- 2) **一般基準** : 農地等の転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性等を審査する基準
- × 転用の確実性が認められない場合は不許可
(他法令の許認可の見込みがない。関係権利者の同意がない等。)
 - × 周辺農地への被害防除措置が適切でない場合は不許可
 - × 一時転用の場合に農地への原状回復が確実と認められない場合は不許可

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な目的を有しない投機目的、資産保有目的の転用は認めないこととなっています。

※許可基準の詳細は事務局までお問い合わせください。

※農地転用許可制度の概要は近畿農政局のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/yuryonouti/nousin/nouten.html>